

聖霊女子短期大学 グローバルビジネス創造研究所規程

(趣旨)

第 1 条 この規則は、聖霊学園聖霊女子短期大学の建学の精神に基づき、グローバルビジネス創造研究所(以下「研究所」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 研究所は、グローバルビジネスイノベーションと女性の「リーダーシップ」開発研究機関として、女性の地域ビジネス・リーダーシップ、グローバル・ビジネス・リーダーシップ開発と、グローバルビジネスイノベーション養成に関する総合的、国際的な研究及び調査を行うとともに、教育を通じて地域とグローバルビジネスリーダー養成と研究者の育成に資することを目的とする。

(研究及び業務)

第 3 条 研究所は、前条の目的を達成するため、次に掲げる研究及び業務を行う。

- (1) グローバルビジネス創造に関する研究及び教育
- (2) グローバルビジネスに関する情報の国際的収集(文献・書籍など)及び提供
- (3) 国内外の大学・研究機関・企業との協力・提携・交流
- (4) 地域に教員・地域・学生共に学ぶ場の提供
- (5) 研究会・シンポジウムおよび啓蒙活動の企画・開催
- (6) 研究成果の公開や講師の派遣
- (7) 調査研究の企画・実施
- (8) 企業・地域・外部機関との研究プロジェクトの推進
- (9) その他前条の目的を達成するために必要な業務

(組織)

第4条 研究所は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究所長
- (2) 教員
- (3) 研究員
- (4) その他学長が必要と認めた職員

2 研究所に、次に掲げる者を加えることができる。

- (1) 副研究所長
- (2) 特別招聘教授
- (3) 特任職員
- (4) 客員教員
- (5) 客員研究員
- (6) 特別研究員
- (7) 研究協力員

(研究所長)

第5条 研究所長は、聖霊短大の教授のうちから学長が任命する。

2 研究所長は、研究所の業務を掌理する。

3 研究所長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 研究所長が辞任を申し出たとき、又は欠員となったときの後任の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副研究所長)

第 6 条 研究所長が指名する。

2 副研究所長は、研究所長から指定された業務を掌理する。

3 副研究所長の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 副研究所長が辞任を申し出たとき、又は欠員となったときの後任の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(研究員)

第 7 条 研究員は、第 3 条に掲げる研究及び業務に従事する。

2 研究員を学長が任命する。

3 研究員の任期は 2 年とし、その終期が研究員となる日の属する年度の翌年度の末日を超えることとなる場合は、翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(客員研究員)

第 8 条 客員研究員は、第 3 条に掲げる研究及び業務に参画する。

2 客員研究員は、本学専任の教員以外の者を、学長が委嘱する。

3 客員研究員の任期は 1 年とし、その終期が委嘱する日の属する年度末を超えることとなる場合は、年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

(研究協力員)

第 9 条 研究協力員は、第 3 条に掲げる研究及び業務に協力する。

2 研究協力員は、本学専任の教員以外の者を、研究所長が委嘱する。

3 研究協力員の任期は1年とし、その終期が委嘱する日の属する年度末を超えることとなる場合は、年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

(運営会議)

第10条 研究所に、研究所の運営並びに研究及び業務に関する事項を審議するため、研究所運営会議(以下「運営会議」という。)を置く。

2 運営会議は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 研究所長

(2) 副研究所長

(3) 第4条第1項第2号に掲げる教員

(4) その所長が必要と認めた者

3 運営会議の議長は研究所長をもって充て、議長は運営会議を主宰する。

4 運営会議の構成員は、第2条の目的を達成する上で必要な事項について、運営会議での審議を求めることができる。

5 研究所長が必要と認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 本条に定めるもののほか、運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第11条 研究所の事務は、研究員が行う。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、研究所に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。